

令和7年度

財務監査（定期監査）報告書

大垣市監査委員

目

次

第1	監査の期間	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の方法	3
第5	監査の事項	3
第6	監査の結果	3
1	指摘事項	3
2	注意事項	4
3	検討事項	5
第7	総括意見	5

財務監査（定期監査）報告書（地方自治法第199条第1項、第4項）

第1 監査の期間 令和7年8月1日から令和8年3月13日まで

第2 監査の目的

令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて過年度執行分も対象）について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、経済的・効率的かつ有効的に執行されているかを検証することを目的として実施した。

第3 監査の対象

55所属について、次のとおり監査の対象とする期間を定めて実施。

部局名	所属名	監査対象期間
企画部	秘書課	4月1日から9月30日
	広報・都市プロモーション課	
	情報企画課	
総務部	課税課	4月1日から7月31日
	債権管理課	
市民活動部	まちづくり推進課	4月1日から10月31日
	男女共同参画推進室	
	人権擁護推進室	
上石津地域事務所	赤坂サービスセンター	4月1日から7月31日
	西部サービスセンター	
	大垣駅北市民サービスセンター	
生活環境部	地域政策課（財産区を含む）	4月1日から8月31日
	市民福祉課	
	産業建設課	
	牧田支所	
	一之瀬支所 時支所	
生活環境部	環境政策課	4月1日から8月31日
危機管理部	危機管理課	4月1日から9月30日
健康福祉部	高齢福祉課	4月1日から8月31日
	介護保険課	4月1日から9月30日
	国保医療課（上石津診療所を含む）	4月1日から8月31日
	保健センター （上石津・墨俣保健センターを含む）	4月1日から9月30日

部局名	所属名	監査対象期間
こども未来部	子育て支援課 綾里こども園 荒崎こども園 牧田こども園 時保育園	4月1日から7月31日
	キッズピアおおがき子育て支援センター 児童館	4月1日から8月31日
経済部	農林課 公営競技事務所	4月1日から10月31日
都市計画部	都市計画課 交通政策課 市街地整備課 公園みどり課 建築課 建築指導課 住宅課	4月1日から11月30日
教育委員会事務局	社会教育スポーツ課 文化振興課 南部学校給食センター 北部学校給食センター	4月1日から7月31日
	守屋多々志美術館	4月1日から8月31日
	南中学校 星和中学校 日新小学校 綾里小学校 江東小学校 小野小学校 赤坂小学校 上石津学園	4月1日から7月31日
その他	選挙管理委員会事務局	4月1日から8月31日
	農業委員会事務局	4月1日から10月31日
	監査委員事務局	4月1日から7月31日

第4 監査の方法

あらかじめ指定した監査資料及び関係書類等の提出を求め、事務局において予備監査を行ったうえ、監査委員が所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第5 監査の事項

監査対象所属である55所属における収入に関する事務、支出に関する事務、契約に関する事務、財産管理に関する事務等について監査を行った。

第6 監査の結果

関係法令に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、事務の一部について、次のとおり改善等の検討が必要と思われる事例が見受けられた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善等を促したので省略した。

<監査結果の区分>

指摘事項：是正、改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

注意事項：是正、改善を求める事項

検討事項：事務執行の適正化のため、検討を求めるもの

1 指摘事項

(1) 契約事務について

ア 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下、「支払遅延防止法」という。）

では、対価の支払の時期について給付の完了の確認又は検査を終了した後、相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下、「約定期間」という。）以内の日としなければならないとされている。

しかしながら、約定期間後に支払が行われていた。

今後は、支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【保健センター、星和中学校、日新小学校】

イ 大垣市契約規則第28条では、契約書の作成を省略する場合においても、1件の金額が20万円以内の契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴することとしている。

しかしながら、請書等を徴取せずに業務が完了している事例が見受けられた。

今後は、大垣市契約規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【社会教育スポーツ課】

2 注意事項

(1) 契約事務について

ア 起案書に消去可能な筆記用具による決裁日等の記載や、決裁日の記載がないものが見受けられた。

今後は、大垣市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【高齢福祉課、キッズピアおおがき子育て支援センター、児童館、
農林課、市街地整備課、南部学校給食センター、
北部学校給食センター、選挙管理委員会事務局】

イ 契約書に契約日の記載がないものが見受けられた。

今後は、大垣市契約規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【課税課】

ウ 契約書に収入印紙が貼付されていないものや貼付する収入印紙の税額を誤っているものが見受けられた。

今後は、印紙税法に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【高齢福祉課、農林課、南部学校給食センター】

エ 所得税の源泉徴収を必要とする支出に関する伺いや支出負担行為書に人事課合議がされていないものが見受けられた。

今後は、大垣市予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【危機管理課、農林課、建築指導課】

(2) 補助金交付事務について

起案書に決裁日の記載がないものが見受けられた。

今後は、大垣市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【高齢福祉課】

(3) 現金の取扱いについて

ア 領収書の記載内容について、記入方法の誤りや、領収書の書損分を保管せず破棄している事例が見受けられた。

今後は、公金の適正な事務処理に努められたい。

【上石津地域事務所地域政策課、綾里こども園、時保育園、公園みどり課】

イ 領収書に必要な事項が正しく記載されていないものが見受けられた。

今後は、大垣市会計規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【牧田こども園、都市計画課】

ウ 受領した現金について、指定金融機関等への払込みが遅れていた事例が見受けられた。

今後は、大垣市会計規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【公園みどり課】

(4) 備品管理事務について

所属が管理する備品について、備品台帳の登載内容の誤りや、備品の廃棄処理及び備品ラベルの貼替えなどがされていないものが見受けられた。

今後は、大垣市会計規則に基づき、適正な備品管理に努められたい。

【まちづくり推進課、危機管理課、国保医療課、農林課、
公営競技事務所、交通政策課】

3 検討事項

(1) 契約事務について

ア 請求日から支払いまで期間があるものが見受けられるため、請求書受理後は速やかに支出するよう業務管理の徹底を検討されたい。

【交通政策課】

イ 事業終了日から支払日まで数か月以上経過しているものが見受けられるため、速やかに支出するよう業務の進行状況の管理を検討されたい。

【江東小学校、赤坂小学校】

第7 総括意見

今年度の財務監査（定期監査）を通じて、各所属において再度確認されたいことを含めて意見を述べる。

(1) 契約事務について

支払遅延や請書等が未徴取であった事例のほか、契約書に収入印紙が未貼付であったなど契約締結時における事務処理に不備があった。起案書等においては、依然として消去可能な筆記用具の使用が見受けられた。

また、入札においては、辞退等により一者のみの入札結果となった事例が複数見受けられた。競争性・経済性を踏まえての結果となった場合でも、その要因を把握するとともに、競争原理が働くよう配慮されたい。

契約事務を適正に執行するには、法令遵守はもとより、事務処理の各段階における確認を徹底し、確実な事務の遂行に努められたい。

(2) 補助金交付事務について

起案書の事務処理手続きに不備が見受けられた。

補助金の交付は公益性や公平性が求められる行政行為であり、その執行にあたっては透明性や正確性が確保されなければならない。補助事業に対する効果検証を徹底するとともに、定期的な見直しによる既得権益化の防止に努められたい。

(3) 現金の取扱いについて

受領した現金が適切に処理されていない事例があったほか、領収書の不適切な取扱いが見受けられた。

現金の取扱いには複数の職員で確認することを遵守し、速やかに処理することが求められる。職員一人ひとりが公金取扱者としての責任を自覚し、より慎重な事務処理を行われたい。

(4) 備品管理事務について

備品は市の貴重な財産であることを念頭に置き、保管管理を適切に執行するとともに、単に備品ラベルが貼られているかにとどまらず、所有権を正確に把握されるよう努められたい。

過去に備品管理の不徹底が見られた所属において、整理が進められているが、依然として全庁的に軽微なミスが散見される。特に施設等を所管する所属においては、備品の管理と使用が分かれており、備品を確認する際において齟齬が生じやすくなっている。定期的な確認作業をされる状況が望ましい。

(5) 予算流用事務について

予算要求時の見込み誤りや計上漏れ等による予算流用が見受けられた。また、昨今の物価高騰や予期できない設備の不具合などに対応するため、やむを得ず予算流用する場合もあったが、予算流用手続きは適正にされていた。

予算執行は計画的に行われるべきものであり、安易な予算流用は慎まなければならない。予算編成時には事業内容を十分検討し、よりの確な予算計上に努められたい。

(6) 内部統制について

平成 29 年の地方自治法の一部改正に伴う、内部統制制度に関する方針の策定及び体制の整備にかかる本市の状況は、令和 2 年 4 月から努力義務となっている。

事務の適正な執行を確保するためには、職員による相互チェック体制を構築し、定期的な点検を実施するなど、リスク管理の仕組みづくりが求められる。行政サービスが安定して提供されるよう、組織的な管理体制の強化を図られたい。

○総評

監査結果に対する措置が講じられているにもかかわらず、同様の注意が繰り返され、些細な事務処理誤りが依然として散見される。

近年、公務員のコンプライアンス違反等の報道が目を引く中、大きな事案に至った要因のひとつには、軽微なミスを放置してしまったことにもあると思われる。法令等の遵守を基本としつつ、効率的かつ効果的な事務執行体制を整えるとともに、誤りを見過ごさないようなチェック体制の強化が求められる。

市民の行政に対する信頼を損なうことのないよう、職員一人ひとりが意識を持って業務に取り組み、適正な事務執行に努められたい。